

## 2 奈良初枝議員

- 1 防災・減災 大規模災害の対策について
- 2 高齢による自動車免許自主返納に恩典を



### 1 防災・減災 大規模災害の対策について

記録的な大雨をもたらした台風19号の影響で東海から東北を中心に記録的な大雨や暴風・高波となり、列島に大きな爪痕が残り甚大な被害をもたらしました。

多くの犠牲者を出した福島県や長野県などで自治体がつくった大雨による被害を想定したハザードマップと国土地理院がまとめた実際の浸水地域がほぼ一致していることが国土地理院への取材で分かりました。住民が自然災害にあらかじめ備えるために作られたハザードマップが早期に避難など、適切な行動を取るための手段として有効であることが実証された形になり、専門家は、被害を減らすため、積極的に活用をすべきだと指摘しました。

今回の災害で、13都県の約5,000人が避難所に身を寄せました。

52河川で堤防73ヵ所の決壊が確認されるなど各地で甚大な洪水被害になりました。竜巻と思われる突風や土砂崩れがおき、気象庁は都県自治体に大雨特別警報を発表。大雨・洪水警戒レベルで5に相当し、最大級の警戒や避難を求めましたが高波や高潮・土砂災害や低地の浸水、河川の増水・氾濫が相次ぎ、特別警報の対象は東京都、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の12都県で、一度の災害で特別警報が発表されたのは過去最多です。

昨年、北海道でも震度7の地震と全道の停電がありました。

このような災害時の備えとして、公明党は、乳幼児用液体ミルクを活用できるよう、国会議員と地方議員が連携し、製造・販売の解禁から普及活動等、推進のために努力してきました。その結果、昨年8月に製品の規格基準を定めた改正省令が施行され、国内での製造や販売が可能となり千葉県山武市は、災害時に備えて国産の乳幼児用液体ミルクを全国に先駆けて384本備蓄しました。

乳幼児用液体ミルクは乳児に必要な栄養素が含まれていた乳製品で、常温で保存ができ、粉ミルクと違い、お湯に溶かして冷ます必要がなく、東日本大震災から8年を迎えた本年3月11日に、全国の店舗で発売を始めた液体ミルクは、紙パック入りや、スチール缶入りのものの販売が始まりました。いずれも哺乳瓶に移し替えて使い、賞味期限は半年、または1年です。また、先月には紙パック専用の乳首が販売されるなど、より一層災害時での利用が期待されます。

災害時には、ストレスや疲労で母乳が出なくなります。また、哺乳瓶を洗う衛生的な環境が避難先にはない場合があります。しかし、液体ミルクであれば、お湯に溶かしたり、清潔な水がなくても簡単に授乳ができ、災害時の赤ちゃんの命を

つなぐ貴重な栄養源となります。利便性の高さが受け、乳幼児のいる若い夫婦などに浸透。

三重県でも備蓄物資の粉ミルクを液体ミルクに代えるなど全国の自治体に広がっています。常温保存が可能で開封後すぐ飲める便利さが、子育て世代の支持を集めており、出産の経験のない女性からも、便利そうで育児の不安が減ったという声が寄せられています。

熊本地震の発生時には、フィンランドから救援物資として導入されたり、昨夏の西日本豪雨でも外国製が活用されるなど、手軽に授乳できる液体ミルクの需要が高まっていたと伺いました。

そこで、今回の大規模災害をとおして、その対策についても5点お尋ねします。

①今回の台風被害を経て、ある避難場所の声として女性の担当者が配置されていないところもあったとありました。特に、女性や子供たちなど、災害時にとって女性の担当でなければ相談できないこともあります。本町でも女性担当者による女性対応支援をと考えますが、町長のお考えをお聞かせ下さい。

②子供をとおして、家庭に防災意識を広げることでもできる防災教育の大切さを感じます。そこで、岩内町でも小中学校において防災意識の推進をと思いますが所見をお伺いします。

③一連の大規模災害が広範囲で起き、改めて重要なのがハザードマップの周知と再点検と思われませんが所見を伺います。

④住民が災害を、我がことと捉える体制づくりが必要と思えます。例えば、防災士のような地域における防災人材の育成・確保や、自治体や企業によるタイムラインの推進をと思いますが所見を伺います。

⑤子育て世代に支持されている乳幼児用液体ミルクを今後の災害時用備蓄食品として、必要と思われませんが所見を伺います。

## 【答 弁】

### 町 長：

防災・減災、大規模災害の対策について、5項目のご質問であります。

1項めは、本町でも女性担当者による女性対応支援をと考えますが、についてであります。

災害時における、女性の視点や意見などを防災対策に取り入れることは重要と考えており、避難所の運営に関して町の地域防災計画では、女性の参画の推進や、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めることとしております。

また、災害が発生した場合の対応につきましては、町職員が対応していくこととなりますが、避難所に関わる業務は民生部の職員を中心とする救護部が行う配置となっており、女性職員もスタッフとして避難所の運営や避難者の支援にあたるため、女性や子育て家庭に対しましても、配慮した運営となるものと考えております。

2項めは、岩内町でも小中学校において、防災意識の推進をと思っております、についてであります。

災害時における、身を守るための行動や避難行動などは、地震時の津波の襲来など、一刻を争うような対応を求められることもあることから、防災に対する意識や知識など、幼少期より身に付けていくことが必要であると認識しております。

そういった中で、小中学校の児童・生徒への防災意識を推進するための防災教育につきましては、教育委員会によりますと、本年度、各小中学校において、社会科などの授業の中で、安全なくらしとまちづくりや地域社会における災害及び事故防止などについて防災教育を実施し、さらに、消防署の協力・指導を得ながら、地震や津波災害・火災を想定した避難訓練を複数回実施したと伺っております。

また、町においても、後志総合振興局の防災担当職員による学校の避難訓練時にあわせた、防災地域学習会を開催しており、防災意識の推進に向けた取り組みを実施しております。

今後におきましても、こうした取り組みを継続していくことが、重要であると考えておりますので、教育委員会や小中学校、関係機関とも連携して、引き続き防災意識の推進に努めてまいります。

3項めは、一連の大規模災害が広範囲で起き、改めて重要なのが、ハザードマップの周知と再点検と思われませんが、についてであります。

ハザードマップにつきましては、一般的に、自然災害による被害の軽減や、防災対策に使用する目的で被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図とされており、その作成には、その地域の土地の成り立ちや災害の訴因となる地形・地盤の特徴、過去の災害履歴、避難場所・避難経路などの防災地理情報が必要になるとされております。

町におきましては、昨年7月に発生した大雨による被害状況などを受け、本年度修正の岩内町地域防災計画に、北海道のデータを元にした洪水浸水想定区域図を作成するとともに、各家庭に配布しております岩内町防災ハンドブックについても、同図面を追加し、新たな保存版として、本年度内の再配布のため、現在、修正作業を進めており、現段階における最新情報でのハザードマップの再点検・周知に向けて取り組んでいるところであります。

なお、本年発生した台風等による被災状況では、本州の一部地域で、ハザー

ドマップの想定を越え、浸水想定区域外での被害も見受けられたところであり  
ます。

こういった事象を受け、改めてハザードマップは、災害時において、避難行  
動開始などの1つの目安とはなるものの、ハザードマップで示す危険区域は、  
一定の気象条件を元にした上での、あくまで想定であり、想定を上回る規模の  
災害が起きた場合に、それが絶対ではないことを認識しておく必要があること  
から、今後におきましても、防災ハンドブックの適宜改訂、広報紙等を活用し  
た、情報の提供等を積極的に行い、町民の生命、身体及び財産を災害から保護  
することに、万全を期してまいります。

4項めは、防災士のような、地域における防災人材の育成・確保や、自治体  
や企業によるタイムラインの推進をと思いますが、についてであります。

防災に関する人材の中で、防災士につきましては、災害の規模が大きい場合  
に、行政機関も被災し、初動の救助・救出、消火活動等が制限され、限界があ  
ったという阪神・淡路大震災を教訓に、特定非営利活動法人日本防災士機構に  
より認定される民間資格であり、災害の発生直後から、公助が動き出す前の初  
期段階の自助・共助の活動を実践する人材、また、平常時においても、これら  
自助・共助による防災活動について、その重要性等を啓蒙する活動の担い手な  
ど、地域防災活動のリーダーとして期待されておりますが、普及・浸透してい  
ない状況にあるといわれております。

防災に係る人材に関しては、防災士の基本理念にもありますが、最初に自助、  
次に共助、その次に協働となっており、まず、町民皆さんに防災に関する意識  
や知識を持っていただき、その上で地域や職場等で助け合い、被害の拡大を防  
いでいくことが、重要であると考えていることから、町内会・自治会向けの防  
災研修会や、住民参加型の避難訓練等を実施することで、より災害が、我がこ  
とと捉えられ、災害発生時の被害が少なくなるよう、引き続き努めてまいりま  
す。

また、自治体や企業による防災行動計画、いわゆるタイムラインについては、  
近年の台風等に伴う、大規模な洪水などからの被害を最小化するため、国土交  
通省で検討を重ねてきたもので、基本的に、国管理の河川を対象としているも  
のであることから、現在、町では策定しておりませんが、今般の、台風等によ  
る災害規模については、全国的に想定を上回る事象が増えていることを受け、  
国においても、施設だけでは防ぎきれない災害は、必ず発生するとの考えに立  
ち、それに備えていくことが重要であるとされています。

そういった見地から、国では、地方公共団体管理の河川等や水害以外の災害  
においても、タイムラインが幅広く普及することを期待しており、町としまし  
ても、防災関係機関等との連携を図りながら、タイムラインの策定について、  
検討してまいりたいと考えております。

5項めは、子育て世代に支持されている乳幼児用液体ミルクを、今後の災害  
時用備蓄食品として必要と思われませんが、についてであります。

乳幼児用液体ミルクにつきましては、昨年8月に厚生労働省において、乳及  
び乳製品の成分規格等に関する省令に関して、乳幼児用液体ミルクの規格基準  
を定めた改正省令を公布、施行したことにより、国内メーカーにおいても、本  
製品の製造・販売が可能になったところであります。

粉ミルクと比較して、温めが不要で、調乳の手間も要らず、栄養組成は変わ  
らないというもので、育児負担の軽減だけではなく、災害時の救援物資として

注目を集めており、既に備蓄を進めている自治体もあると、伺っております。

現在、町においては、災害用備蓄物資について、期限切れとなる食品の購入や東日本大震災を踏まえた物資、また、昨年の大規模停電に伴う非常用発電機・投光器の購入を始めているところでありますが、乳幼児用液体ミルクの備蓄につきましては、数量を含めたニーズの把握、保存期間や財源も見据え、他の備蓄物資との優先度も勘案した上で、検討してまいりたいと考えております。

## 2 高齢による自動車免許自主返納に恩典を

岩内町では、人口減少や少子高齢化の加速度的な進展により、自家用車を主体とした生活スタイルが定着し、公共交通事業をとりまく環境が年々厳しさを増しており、公共交通の需要の低迷が見込まれています。

その一方で、高齢社会の進行に伴い、交通手段をもたない高齢者等、地域に最適な交通手段の確保や、高齢者等が外出しやすい交通体系を構築するなど、地域公共交通ネットワークの確保が課題となっています。

近年、高齢者の運転免許の自主返納者数が高まっていることが話題となっています。

免許を自主返納する人は、2007年、平成19年から、2017年、平成29年の10年間で、約22倍にも増加しています。

免許の返納とは、身体や認知の機能の低下により、安全に車の運転ができない人が挙げられます。

高齢者の運転免許の返納数が増加しているのは、政府が、高齢者の免許を返納させる施策を推進しています。

現在、高齢運転者の死亡事故が問題視されています。

警察庁によると、死亡事故の件数自体は、平成17年から少しずつ下がり続けておりますが、75歳以上の高齢運転者の事故件数はほぼ横ばいで、死亡事故に占める高齢者事故の割合が増えていることがわかります。

さらに、高齢運転者の死亡事故数は、若年運転者の2倍にもなっています。

そのため、社会全体として、高齢者は免許を返納すべきという風潮があり、免許証を返納したときに特典がつくなど、返納したくなるような仕組みも作られています。

2012年、平成24年に117,613件だった免許自主返納の件数が、2017年、平成29年には423,800件と約4倍になっています。

運転経歴証明書に関してもほぼ同様の推移を見せており、2012年、平成24年に81,711件だった運転経歴証明書の交付数は、2017年、平成29年には366,696件と、こちらは4倍以上となっています。

このような形で免許返納の件数が増加しているのは、マスコミなどによる高齢ドライバーの重大事故の報道や、各都道府県の免許返納の取り組みの変化などが考えられると思います。

北海道がとりまとめた道内各市町村における高齢運転者による交通事故の防止に資する取組、移動支援施策の内容は、福祉バス・タクシー・ハイヤー・スクールバス等、いろいろありますが、町内の高齢の皆様からは、使い勝手の良いタクシーの対応はできないのかという声が非常に多くあります。

道内では、岩見沢市・砂川市・南幌町・上砂川町・月形町・浦臼町・秩父別町・北竜町・千歳市・恵庭市など、空知・道央だけでも多くの市町村で利用されております。メリットは自宅前から目的地までです。補助の差はありますが、非常に有効であると思います。

わが町でも、高齢による自動車免許自主返納の恩典として、タクシー券の交付など、ぜひ、タクシー・ハイヤーの利用補助制度の導入を、と考えますが、町長のご所見を伺います。

**【答 弁】**  
**町 長：**

高齢による自動車免許自主返納に恩典を、についてのご質問であります。

高齢者の自動車運転免許の自主返納につきましては、近年、高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いや、高速道路の逆走などによる交通事故が、全国的な社会問題となっており、返納を促進する声が上がっているところでありますが、都市部と地方との交通網の格差など、地方では特に車社会となっていることから、自動車運転免許の返納が難しい状況であるといわれております。

このような中、現在の安全運転機能付きの車種の普及、また、それに伴い、国において検討が進められている安全運転機能が付いた車種のみ運転できるようにする高齢者ドライバー専用の新しい自動車運転免許制度などにより、高齢者の交通事故の抑止と、安全・安心な生活の確保に寄与できるものと考えており、国の動向を注視してまいります。

一方、ご質問のとおり、道内の自治体において、自主返納支援策の1つとして、タクシー・ハイヤーの利用補助制度を導入している自治体はありますが、町では、現在、いわない循環バス・ノッタラインを運行しており、利用者の意見等を踏まえながら、岩内町地域公共交通活性化協議会において、適宜、持続可能な地域公共交通のあり方について検討しております。

したがいまして、タクシー・ハイヤーの利用補助制度の導入よりも、まずは、自動車運転免許を自主返納した高齢者も含め、地域住民の安全・安心な生活が確保される、持続可能な地域公共交通の実現が重要と考えており、引き続き、その中で検討してまいりたいと考えております。